

全建事発第 18 号
平成 22 年 5 月 31 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人全国建設業協会
会長 浅沼健一
〔公印省略〕

平成 22 年度 建設工事施工統計調査（平成 21 年度実績）及び
住宅用地完成面積調査（平成 21 年度実績）への協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営につきまして、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、我が国における 1 年間の建設活動の実態及び宅地造成等工事の状況を明らかにすることを目的とした調査であり、特に「建設工事施工統計調査」は統計法に基づく基幹統計調査になります。

また、その調査結果は、我が国の経済政策、財政政策、建設行政等の基礎資料とされており、特に、建設業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっている現在、建設業界の置かれている状況を客観的なデータとして公表することの意味は、極めて大きいと考えます。

両調査は、国土交通大臣が指定した建設業者に対し、各都道府県が窓口となって、調査票の送付・回収（各企業への調査依頼は 6 月中旬予定）を実施するものですが、近年、回収率が低下傾向にあり、格段の配慮を求められています。

つきましては、本調査の趣旨をご理解賜り、円滑な調査実施のため、貴会会員企業に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

（参考）調査結果は、下記の国土交通省ホームページよりご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/statistics/details/kkoji_list.html

担当：事業部 松縄

建設工事施工統計調査の概要

1. 調査の目的

建設工事施工統計調査は、建設業者が1年間に施工した建設工事の完成工事高等を調査し、建設業の実態・建設活動の内容を明らかにすることによって、経済政策、建設行政等に資することを目的とする。

2. 調査の対象

建設業の許可を受けた建設業者（約51万業者）のうち国土交通大臣の指定した建設業者（約11万業者）が施工した建設工事等について調査を行う。

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 大臣許可（個人・法人）及び直営事業所等 | 全数 |
| 知事許可 | |
| ・資本金（出資金）3,000万円以上の法人 | 全数 |
| ・「舗装」、「しゅんせつ」、「板金」及び「さく井」の許可を有する者 | 全数 |
| ・個人及び資本金（出資金）3,000万円未満の法人 | 1/3～1/106 |

3. 調査事項

- ①建設業者名及び許可番号
- ②主たる営業所の所在地
- ③経営組織
- ④資本金又は出資金
- ⑤業態別工事種類
- ⑥就業者数
- ⑦国内建設工事の年間完成工事高
- ⑧国内建設工事の年間受注高
- ⑨有形固定資産
- ⑩兼業売上高
- ⑪建設業の付加価値額

4. 調査の時期

- ①調査期日 毎年7月1日
- ②調査対象期間

決算期終了の日が3月31日である建設業者にあつては毎年3月31日現在、その他の建設業者にあつては毎年3月31日前の直近の決算期終了の日現在。

5. 調査の方法

毎年7月31日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同年8月31日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。

6. 調査の結果

調査結果の数値は、提出された調査票のデータに、各調査対象業者の抽出率に応じて、その逆数を乗じ、母集団である全建設業者の値に復元した値である。そのため、四捨五入の関係で、計数には不整合が生じる箇所がある。

7. 公表

3月末にホームページ及び印刷物により公表

住宅用地完成面積調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、年間の住宅用地の完成面積を調査することによって住宅用地の供給量の実態を地域別に明らかにし、住宅宅地行政の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査の対象

建設工事施工統計調査の対象業者（約11万業者）の中から、宅地造成工事を施工するものと思われる3業種（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業）の建設業者（約8万業者）を調査対象としている。

3. 調査事項

- ①施工地域
- ②発注者の種類（公共・民間）
- ③区域の種類（一般・土地区画整理事業）
- ④住宅用地の種類（一団地の住宅用地、小規模開発の住宅用地、再開発的な住宅用地、別荘用地）
- ⑤工事件数
- ⑥住宅用地完成面積

4. 調査の時期

- ①調査期日 7月1日
- ②調査対象期間 調査対象年4月1日～翌年3月31日

5. 調査の方法

毎年7月31日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同年8月31日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。

6. 公表

3月末にホームページ及び印刷物により公表